

# 工 事 監 理 の 心 得

(平成2年4月1日施行)

## (趣旨)

**第1条** この心得は、別に定めるもののほか、刈谷市が発注する土木工事、建築工事、建築設備工事等の工事監理委託契約に基づき、受託者が行う業務の取扱いについて定めるものとする。

## (監理業務の一般遵守事項)

**第2条** 受託者が工事の監理業務を実施するに当たり遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常に委託者である刈谷市の代行者であることを自覚し、厳正かつ公平に監理に当たること。
- (2) 公共施設であることを認識し、かつ、施設の目的を十分に把握してその主旨に沿うよう努力すること。
- (3) 監理に当たり疑義が生じ判断のできない事項については、委託者と協議すること。
- (4) 契約に基づく監理期間が終了した場合でも、完了検査に合格するまで、又は完了検査で修補補正が指示されたときは、その修補補正が完了するまで責任をもって監理に当たること。

## (監理業務の内容)

**第3条** 受託者は、監理すべき設計図書(工事設計書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。)及び指定された共通仕様書に基づいて、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 刈谷市工事請負契約条項(以下「条項」という。)及び設計図書に基づく指示、承諾及び協議
- (2) 条項及び設計図書に基づく工程の管理、各種立会い及び施工状況の検査
- (3) 条項及び設計図書に基づく施工図、原寸図等の作成及び交付又は監理すべき工事の施工者(以下「請負者」という。)が作成したこれらの図書の承諾
- (4) 条項及び設計図書に基づく工事材料の検査
- (5) 条項及び設計図書に基づく工事材料の調合、色柄及び見本品の決定
- (6) 条項及び設計図書に基づき請負者から提出された図書の審査確認
- (7) 別契約工事の請負者間の調整

## (書類の整備)

**第4条** 受託者は、次に掲げる書類を備え付け、これを整備保管するものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 工事監督記録簿
- (3) 工事写真及び見本品
- (4) 施工図及び原寸図等

- (5) 指示・協議書、工程報告書及び発生物件調書
- (6) 検査関係書類
- (7) 支給材関係書類
- (8) その他工事施工に関する必要書類

**(指示及び協議)**

**第5条** 受託者は、請負者に対し工事の施工に必要な事項を指示しようとするとき、又は協議をしたときは、原則として指示・協議書によるものとする。

**(検査及び立会い)**

**第6条** 受託者は条項及び設計図書に基づき工事材料の検査、調合等の立会い及び見本検査並びに工事の施工状況の検査、立会い並びに委託者の実施する検査及び指示する業務については、立会いをしなければならない。

- 2 前項の場合において、工事材料の検査並びに委託者が実施する検査及び指示する業務を除き、やむを得ない理由により立ち会うことができないときは、受託者は請負者に対して、その都度、当該工事材料の調合見本又は当該工事を的確に施工したことを証する見本若しくは工事写真等の記録の保管など適切な指示を与えるものとする。

**(工事監督記録)**

**第7条** 受託者は、工事監理に当たり第3条各号に規定する事項、第23条の規定により一時使用を認めた事項その他重要な事項について、工事監督記録等に記入しなければならない。

**(工事写真)**

**第8条** 受託者は、条項及び設計図書に基づき工事写真を整備するものとする。

**(監理業務の変更、一時中止等)**

**第9条** 受託者は、工事の内容若しくは工期の変更又は工事の一時中止の必要が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、災害等急迫の事情があるときは、受託者において請負者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 前項ただし書の場合において、受託者は、その措置の経過を速やかに委託者に報告しなければならない。

**(臨機の措置)**

**第10条** 受託者は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ないと認めたときは、請負者に対し所要の臨機の措置を採ることを求めることができる。

- 2 受託者は、請負者が条項の規定により独自で採った臨機の措置について通知を受けたとき、又は前項の場合において、その結果を委託者に報告しなければならない。

**(下請負者の交替)**

**第11条** 受託者は、下請負者が工事の施工について不相当であると認めたときは、理由を付して、委託者に報告しなければならない。

**（現場代理人等の交替）**

**第12条** 受託者は、現場代理人及び主任技術者が工事の施工又は管理について、著しく不適当であると認めるときは、理由を付して、委託者に報告しなければならない。

**（発生材）**

**第13条** 受託者は、工事の施工に伴い発生材が生じたときは、その内容を調査して、発生物件調書により委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

**（工事目的物の損害等）**

**第14条** 受託者は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について損害を生じたとき、その他工事の施工に関して損害を生じたとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なく事実を調査して、委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

**（工事出来形部分の損害等）**

**第15条** 受託者は、天災地変等やむを得ない理由によって、工事の出来形部分（工事現場に搬入した検査済工事材料を含む。以下同じ。）又は工事仮設物及び建設機械器具（当該工事で償却する部分をいう。）に損害を生じたときは、事実を詳細に調査し、意見を付して委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

**（改造命令）**

**第16条** 受託者は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、請負者に改造を命じ、完全な工事を実施させなければならない。

2 受託者は、改造箇所が重大であるとき、又は改造措置に要する時間が長期にわたるときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

**（破壊調査）**

**第17条** 受託者は、条項及び設計図書に基づき必要があると認められるときは、委託者の承認を受け、破壊して調査を行うことができる。ただし、この場合の破壊は、必要最小限にとどめるものとする。

2 前項の調査を行うときは、受託者はあらかじめ日時を通知して請負者を立ち合わせなければならない。

**（設計図書の不一致等）**

**第18条** 受託者は、設計図書に明示されていないもの、相互に符合しないもの、誤り、若しくは脱漏を発見したとき、又はこれらについて請負者から通知を受けたときは、軽微なもので明らかに判定ができるものは、その措置について、請負者に指示を与え、その他のものについては、委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

**（契約解除及び契約期間延長）**

**第19条** 受託者は、請負者から契約解除及び契約期間延長の申出を受けたときは、直ちに実情を調査して委託者に報告しなければならない。

#### **（出来形報告書）**

**第20条** 受託者は、委託者から工事の出来形検査を実施するよう指示があったときは、遅滞なく工事の出来形部分を調査の上、出来形報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

#### **（検査職員への協力）**

**第21条** 受託者は、検査職員の指示した軽微な補修事項の確認若しくは工事成績評定書の作成又は工事に関する資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。

#### **（工事材料の検査）**

**第22条** 条項及び設計図書において、監督職員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料のうち、抜取検査に係るものについては、愛知県建築部の定める建築工事用資材抜取検査指針（昭和57年施行）により実施するものとする。

#### **（一時使用）**

**第23条** 受託者は、修繕工事及び改修工事（工事に部分的に含まれる場合を含む。）で完成後直ちに使用する必要がある部分については、請負者及び当該施設管理者立会いの上、その部分の完成を確認し、一時使用を認めることができる。

#### **（業務の報告）**

**第24条** 受託者は、次に掲げる事態が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 請負者が正当な理由なく、工事に着手しないとき。
- (2) 請負者が工事施工に関し、監督職員の指示に従わないとき。
- (3) 工事が工程どおり進捗せず、契約の履行が危ぶまれるとき。
- (4) 工事施工に関し不正の疑いがあったとき。
- (5) 工事現場において、工事に関連して第三者との間に紛争が生じたとき、又は生ずるおそれがあるとき。
- (6) 工事現場において、災害又は事故が発生したとき。

#### **（工事現場における業務の実施）**

**第25条** 受託者は、第2条から前条までに規定する業務を実施するに当たっては、工事監理者及び主任技術者に命じて行うものとする。

#### **（共通仕様書）**

**第26条** 第3条の規定により指定された共通仕様書とは、別表に定めるものをいう。

#### **（監理報告）**

**第27条** 受託者は、工事の進捗状況及び監理上必要な事項は、次に掲げるところにより委託者に報告しなければならない。

- (1) 工事監理報告書(月報)は、次の書類とし、翌月の5日までに提出するものとする。

- ア 工事監理報告書
- イ 工事監督記録簿
- ウ 工事場景写真
- エ 進捗状況報告書

(2) 工事監理報告書(完了)は、次の書類とし、業務が完了したとき、委託業務完了届とともに提出するものとする。

- ア 工事監理報告書
- イ 工事総括表
- ウ 工事監督記録簿
- エ 指示・協議書
- オ 社内検査報告書
- カ 試験成績書及び保証書
- キ 工事写真帳

(3) 請負者から提出された完成図、竣工写真、合格通知書、届出書類等を審査し、工事完了後速やかに委託者に提出すること。

**(引渡し後の措置)**

**第28条** 受託者は、工事目的物引渡し後において、工事目的物の監理に起因する問題が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たるものとする。

**(補則)**

**第29条** 受託者は、この心得に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

別表（第26条関係）

共通仕様書一覧表

区 分		共 通 仕 様 書	
建 築 工 事	建築工事 造園、防水、屋根、畳工事	建設大臣官房官庁営繕部 監修	
	壁式プレキャストコンクリート工事		
設 備 工 事	電気設備工事 通信設備工事		
	給排水衛生設備工事 空気調和設備工事 エレベーター設備工事 ガス設備工事 さく井設備工事 浄化槽内部設備工事		
	土 木 工 事	屋外配水管等工事	愛知県企業庁工事標準仕様書
	宅地造成工事	愛知県建築部造成工事共通仕様書	
	道路、橋梁、河川、下水道工事	愛知県建設部工事標準仕様書	